

第2回検討会（令和8年2月9日実施）資料
札幌市都心部の喫煙対策について

～たばこを吸う人も吸わない人も快適な環境を目指して～



<現状の課題（第1回検討会共有事項）>

- ・喫煙制限区域外、特に創成川公園や大通公園西側をはじめ区域境界の際（きわ）で、路上喫煙者の数が多い。
- ・すすきの地区について、喫煙制限区域に含めるよう要請がなされている（すすきの観光協会からの要請）。
- ・現在は、紙巻きたばこ（＝火のついたたばこ）のみを過料規制の対象としているが、条例制定時にはなかった加熱式たばこを吸っている人も多く、煙が気になるという苦情も多い。

☞ 第1回検討会で委員より示された主な意見等は以下のとおり

1 喫煙制限区域の見直しについて

- (1) 条例施行後の効果を考えると、区域拡大は必要と考える。
- (2) そもそも公園は健康になるために利用する場所であり、市内公園全体への波及も期待したい。
- (3) 一方で、横浜市での全市公園禁煙の事例もあるが、札幌市内のおよそ2,700ある公園をいきなり全部禁煙にするのは難しい面も理解している。
- (4) 区域を拡大するだけでは喫煙者が区域外に移動するだけとなる。喫煙所の整備とセットで検討するべき。

<喫煙所整備について>

- (1) 条例施行後、ルールが浸透している面もあり、吸う人の配慮もあってもいいのではないか。
- (2) 屋外で喫煙する人も多い海外と比べても、札幌市は喫煙所が少ない印象。
- (3) 臭い・煙対策として、屋根があったほうが良い。
- (4) 区域の拡大によって、喫煙者が民間ビルの喫煙所に集まってしまった、というのは避けたい。

2 喫煙規制対象（過料）への加熱式たばこの追加について

- (1) 加熱式たばこは、害が少ない一面もあるが、（その煙が周囲に対する）害がないわけではない。
- (2) 路上喫煙自体が見栄えが良くなく、周囲への配慮や不快感の観点でも、規制に追加が良いのではないか。
- (3) 一方で、一概にたばことしての規制にも違和感がある。

3 周知啓発・取り締まりの方法について

- (1) 喫煙所がある場所の周知もあったほうがよい。
- (2) 平日はビジネスマンを中心、といった選択と集中。
- (3) 周知啓発により、ルールを守ってもらえることが理想。

4 その他

- (1) 宿泊税の活用を検討してはどうか。
- (2) すすきの観光協会の意見・要望について聞きたい。

2 喫煙制限区域拡大に関する検討にあたり

R8.2.9 札幌市環境局

1 すすきの観光協会からの意見

＜すすきの観光協会からの要望書概要（R7.10.10）＞

- 国道36号線から南側は区域ではなく、ポイ捨てが非常に目につく。
- ココノススキノにより人流が変わり、日中に入通りが増えた。
- 今後、中島公園にMICEができることから、すすきのから中島公園にかけて喫煙制限区域に指定するべき。

◎第1回検討会後、すすきの観光協会に要望書の趣旨として以下を聴取

すすきのでの喫煙規制	<ul style="list-style-type: none">すすきでの過料を徴収することは、飲酒との兼ね合もあり、現実的に厳しいと考えている。「ここは禁煙です」と指導できるようになるだけで抑止力としての効果を期待している。<u>取り締まりよりも、周知啓発に力を入れてほしい。</u>
喫煙所設置	<ul style="list-style-type: none">令和7年10月に、すすきのゼロ番地に設置された喫煙所により、周辺のゴミや吸い殻が減少している。
区域の範囲	<ul style="list-style-type: none">飲食店やバーが集中するエリアを中心に設定することでも構わない。
その他	<ul style="list-style-type: none">家族連れも増えており、安全であることが観光客にとって重要。現時点では、オーバーツーリズムとまでは感じられないが、海外観光客への対応も整備したい。<u>喫煙やポイ捨てのマナー向上や雰囲気作りを通じて客引き行為も抑制する環境を整えていきたい。</u>

2 札幌大通まちづくり株式会社からの意見

◎第1回検討会後、札幌大通まちづくり株式会社から以下要望・意見を聴取

大通エリアでの区域拡大	<ul style="list-style-type: none">昨今の路上喫煙やポイ捨ての状況を考えると区域拡大は賛成。具体的な範囲については今後、改めて協議をしたいと考えているが、基本的に札幌市の拡大案に協力するつもり。区域の境界は、車道の両隣の歩道までを取るようにしてほしい。すぐ対面の歩道で路上喫煙されるようでは困る。
大通公園について	<ul style="list-style-type: none">公園のみ規制とした場合、公園に接する歩道の路上喫煙者が増える懸念がある。<u>公園に接する歩道までは区域に含めてほしい。</u>
狸小路について	<ul style="list-style-type: none">周知啓発では、商店街設置のベンチなどいろいろ設置に協力できるものがあると思うので設置の際には事前に相談してほしい。
喫煙所	<ul style="list-style-type: none"><u>区域拡大の話の以前から、「もう少し喫煙所があってもいいのでは」という意見も聞いていたところ。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none">周知啓発広告などの場所についてはいろいろな可能性が考えられる。何かあれば相談してほしい。



大通・札幌駅：大通公園北側は西7丁目まで
大通公園南側は西7丁目まで
(狸小路商店街全域を含む)
創成川公園：全域
大通公園：全域（西12丁目まで）
すすきの地区：中島公園駅まで
(西1～7丁目)

＜区域設定の考え方＞

- ①（苦情や調査結果による）路上喫煙者やポイ捨てが多く見られるエリア
 - ・北海道庁周辺
 - ・大通公園西側 など
- ②観光客や家族連れが多く見られるエリア
 - ・すすきの地区
 - ・狸小路商店街 など
- ③大通公園と創成川公園を全域とすることで、わかりやすい区域設定
- ④すすきの地区は、
 - ・南側は中島公園のMICE建設による将来的な人流の変化も想定し、中島公園駅までを区域設定
- ⑤区域図全体のわかりやすさを重視

1 現在の規制と見直し案

	現在	見直し案
規制理由としての 「他人の身体を害するおそれ」	・歩きたばこによる火傷	・歩きたばこによる火傷 ・たばこの煙のにおいによる不快感 ・ <u>たばこの煙による、周りの人の健康への悪影響が否定できない</u>
規制対象	・紙巻きたばこ（火のついたたばこ） ※ 加熱式たばこは火傷のおそれがないため対象外	・紙巻きたばこ（火のついたたばこ） ・ <u>加熱式たばこ</u>

2 規制追加の考え方

(1) 目的

- 加熱式たばこの追加は、「美しいまちづくりの推進」を通じた、
- ・市民の安全で快適な生活環境
 - ・観光都市さっぽろにふさわしい環境
 - を確保するという条例の目的から外れない。

(2) 法令・条約における加熱式たばこの位置づけ

- ・健康増進法が規定する「たばこ」に、加熱式たばこも含まれており、取扱いに一部異なる部分はあるものの、紙巻きたばこと同様に規制対象となっている。
- ・たばこ事業法が規定する「製造たばこ」に、加熱式たばこが含まれており、紙たばこと同様の位置づけ。
- ・世界保健機関（WHO）は、加熱式たばこについても、たばこの健康被害軽減を目的とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が適用されるとしている。

(3) 他人の身体を害するおそれ（たばこ事業法施行規則より）

- ・加熱式たばこの煙（蒸気）は、周りの人の健康への悪影響が否定できない。
- ・加熱式たばこの煙（蒸気）は、子供の健康への悪影響が否定できない。

3 電子たばこについて

「電子たばこ」については、以下により規制対象とはしない方向で検討を進める。

- ・電子たばこは、たばこ葉を使用していないことから、健康増進法において規制対象外となっている。
- ・加えて、やけどの危険性もないことから「他人の身体を害するおそれ」があるとまで言い切れない。
- ・香料を含むリキッド（液体）を電気加熱して発生する蒸気を吸うものが中心であり、ポイ捨てにつながらない。
- ・たばこ事業法が規定する「製造たばこ」にも該当していない。



加熱式たばこ：
たばこ葉を使用し、たばこ葉やその加工品を電気で加熱し煙を発生させるもの（健康増進法の規制対象）



電子たばこ：
たばこ葉を使用せず、香料などを含む溶液を電気で加熱し蒸気を発生させるもの（健康増進法の規制対象外）



目指すべき姿

- 規制や周知啓発の見直し、喫煙所を含む環境整備によって、市民・観光客の喫煙マナー向上を通じた「観光都市さっぽろにふさわしい環境美化」



効果検証
⇒取組の見直し

宿泊税活用

周知啓発

- インバウンド観光客を対象とした旅行業界（ホテル等）と連携した取り組みの検討
- 企業や団体を通じた都心部ビジネスマンなどへの周知（周知啓発対象の選択と集中）



規制・環境整備

<巡回指導>

- 取り締まりのための巡回ではなく、マナー周知啓発に重点をおいた巡回ができることが理想
- 客引き禁止条例による指導巡回との連携の検討
- 区域拡大により巡回負担増となるため、対象と目的を明確にした巡回計画の立案

<都心部の公衆喫煙所の整備>

- 観光都市にふさわしい公衆喫煙所整備・配置、ルールやマナーを守るための場所としての整備
- 民間企業や地域と連携した、整備や維持管理
- 煙やにおいに配慮した喫煙所構造（室内密閉型）
- 喫煙所情報（場所）の周知・提供



大通公園西3丁目
(札幌市)



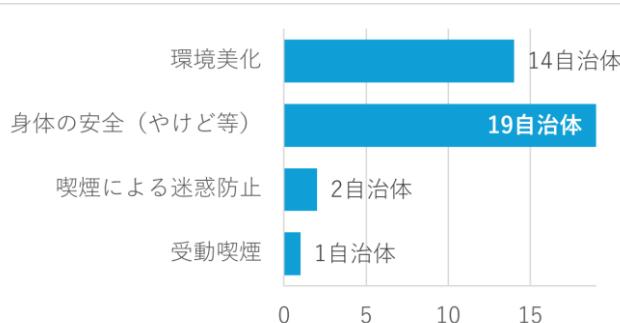
吹田駅前公園
(吹田市)

1 調査概要・調査標本数

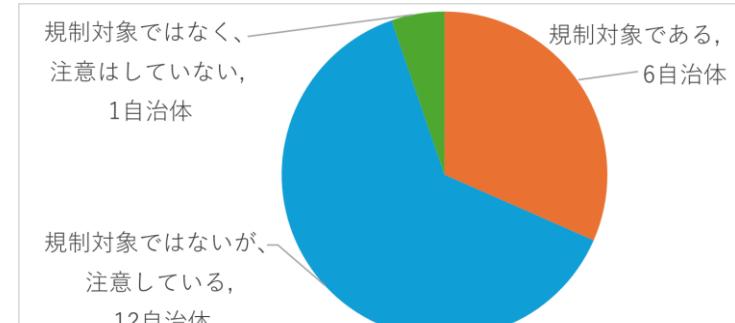
- 調査時点：令和7年11月
 - 調査対象：政令指定都市（札幌市を除く19市）
- ※ 20の政令指定都市全てで、「散乱防止条例」「路上喫煙防止条例」「マナーレギュレーション」のいずれかが制定されており、ポイ捨てや路上喫煙に関して規制がなされている。
うち18の政令指定都市（札幌市含む）では、路上喫煙禁止地区（市内全域の場合を含む）における喫煙に対し罰則規定を設けている。

2 調査結果・設問

Q1. 条例制定の目的（重複可）



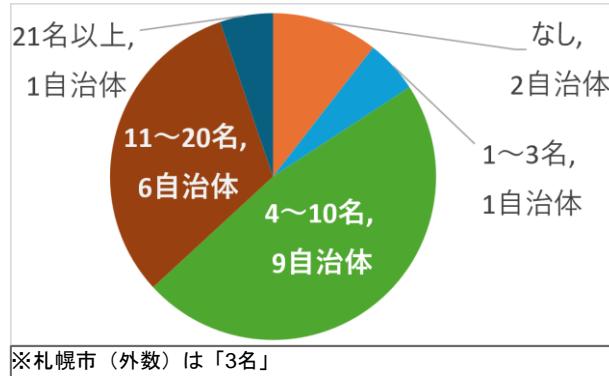
Q2. 路上喫煙禁止地区における加熱式たばこの取扱い



Q3. 公衆喫煙所設置状況



Q4. 巡回指導員数



Q5. 公園における喫煙への規制状況及び規制の根拠

